# 令和7年度新宿御苑国土強靱化調査計画策定業務
# 特記仕様書

令和７年５月

環境省自然環境局新宿御苑管理事務所

# 第1章　総則

第１条　適用

１．この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第３篇　設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。

なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成 29 年７月版）を適用し、アドレスは以下の通りである。

https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html

２．この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第２条　業務対象範囲

本業務の計画範囲は、新宿御苑地内とする。

第３条　履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和８年３月 23 日迄とする。尚、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第４条　管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。また本業務の管理技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

１．技術士（環境部門（環境保全計画、自然環境保全）、又は建設部門（都市及び地方計画、建設環境））

２．ＲＣＣＭ（造園、都市及び地方計画、建設環境）

②下記のいずれかの実績を有する者

・同種業務：広域避難場所に指定される都市公園（国民公園含む）の防災減災施設の総合的な整備計画（整備計画期間は複数年度、対象に建築・土木・設備・電気のいずれもの複数個所施設を含む）の策定業務で、国又は地方公共団体の発注したもの。

・類似業務：広域避難場所に指定される都市公園（国民公園含む）の防災減災施設の総合的な整備計画（整備計画期間は複数年度、対象に建築・土木・設備・電気のいずれもの複数個所施設を含む）のための調査業務で、国又は地方公共団体の発注したもの。

照査技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。
また本業務の照査技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

１．技術士（環境部門（環境保全計画、自然環境保全）、又は建設部門（都市及び地方計画、建設環境））

２．ＲＣＣＭ（造園、都市及び地方計画、建設環境）

②下記のいずれかの実績を有する者

・同種業務：自然公園、国定公園又は都市公園内の人流解析に関する調査及び検討業務で、国又は地方公共団体が発注したもの

・類似業務：人流解析に関する調査及び検討業務で、国又は地方公共団体が発注したもの

第６条　予定管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中の管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額 500 万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が４億円未満かつ契約件数の合計が 10 件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
③ 当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者
④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

第７条　配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

１．受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

２．業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。

①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者

②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者

３．業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

４．発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

第８条　テクリスへの位置情報への入力

共通仕様書 1.10 の３テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点　東京都渋谷区千駄ヶ谷　　緯度　35° 41’ 07”　経度　139° 42’ 18”
終点　東京都新宿区内藤町　　緯度　35° 41’ 07”　経度　139° 42’ 51”

第９条　打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は５回とする。

1)業務着手時
2)業務中間時（３回）
3)業務完了時

第 10 条　照査技術者による照査の報告

照査技術者は、調査職員の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について調査職員に報告するものとする。なお、照査技術者による照査の報告は、１回を想定している。

第 11 条　業務計画

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書 1.12 の２の定めのほか下記を記載する。

1）安全管理

第 12 条　成果物の提出

１．本業務は電子納品対象業務とする。電子納品は、「調査、設計、工事などの各業務段階の

最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領：(以下、「要領」という)（国土交通省参照）に基づいて作成した電子データを指す。

２．成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又は DVD)で２部提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

４．工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver14)」以降で作成したもの。並びに PDF 形式で出力したものを併せて納品のこと。

５．印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第６条第１項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

| |
|---|
| リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます<br>　この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料［Ａランク］のみを用いて作製しています。 |

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html)を参考に適切な表示を行うこと。

第 13 条　ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 14 条　再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書 1.28 の１に示すとおりとする。

第 15 条　業務の再請負の申請について

１．業務の一部（主たる部分を除く）を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載

した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。

２．前項の規定は、共通仕様書 1.28 の２に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。

３．第１項の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

第 16 条　建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の９に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

第 17 条　削除

第 18 条　設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書 2.11 の（４）に示すとおり、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省参照）により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省参照）により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として下記アドレスに示すホームページに掲載されている「数量集計表様式（案）」（国土交通省参照）によること。

http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm

第 19 条　公開用成果品の作成

本業務は、公開用成果品の作成対象業務とする。成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報がある場合は、調査職員との協議に基づきマスキング等の措置を行い、公開用成果品を別途とりまとめること。

第 20 条　合同現地踏査の実施

受注者は、受注者の実施する現地踏査とは別に、調査職員と協議のうえ発注者と合同で現地踏査を実施するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。

第 21 条　業務スケジュール管理表

受注者は、契約締結後 15 日以内に業務スケジュール管理表を作成し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、業務の進捗に合わせて業務スケジュール管理表を更新し、打合せ記録簿提出時及び成果物の提出時に、打合せ記録簿若しくは成果物と共に調査職員に提出するものとする。

第 22 条　個人情報の取扱について

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の８の他に以下の内容を加えるもの

とする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

第 23 条　旅費交通費について

本業務の旅費交通費の算定にあたっては、積算上の基地を新宿区役所とする。
なお、契約後は計業務等標準積算基準書による積算上の基地の考え方に基づき、 当該業者の所在により、必要に応じて設計変更を行うものとする。

第 24 条　成果品の照査

本業務における照査は、共通仕様書 1.12 の２とおり照査計画を作成し、照査計画に基づき実施するものとする。又、照査計画に基づき作成した資料は、共通仕様書 1.8 の２に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

第 25 条　保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（例）設計業務等共通仕様書 1.38　保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています

第 26 条　関係法令及び条例の遵守等

受注者は,測量業務の実施にあったては、測量法（昭和２４年法律第１８８号。以下「法」という。）及び、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 27 条、第 28 条　削除

# 第２章　業務内容

第 29 条　業務の目的

本業務は、大規模災害時に約 15 万人（想定）の避難動向一時避難場所となる各種施設の防災機能を強化することにより、訪日外国人観光客を含めた利用者の安全を確保することを目的とし、関係機関との協議を踏まえた防災マニュアルの見直しと避難経路等の改修及び各種施設の老朽化対策を推進するための防災施設整備計画の策定を行うものである。

第 30 条　使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるものの他、調査職員の指示したものとする。

第 31 条、第 32 条　削除

第 33 条　業務内容

（１）計画条件

予定事業費：未定

想定する工期：令和 8 年 4 月～令和 18 年 3 月

（２）業務内容

①新宿御苑における防災機能の現状整理

過年度の防災関連施設の検討、既整備設備等に関する調査結果を参考に、園内利用者や地域住民の安全確保のため、災害時の避難場所として新宿御苑が求められる機能、役割を整理する。

また、現地調査等により主な避難誘導場所とする広場等において避難者が滞在可能な面積を算定し、東京都が定める新宿御苑への避難計画人口（151,124 人）が確保可能か確認する。

② 災害時の課題分析と対応策の検討

１）避難行動のシミュレーション解析

(1) 避難人口データの調達・加工

シミュレーション解析に必要な対象避難地区の滞在者数に関するデータについて、国勢調査結果等の公表資料や携帯位置情報等を調達すること。また、本業務での分析が可能な形式に加工し、想定避難人口を町丁目毎に設定すること。

データ調達にあたっての条件は下記の項目のとおり。

（ア） 対象避難地区：東京都防災計画の中で新宿御苑を避難場所に指定されている新宿区と渋谷区の町丁目

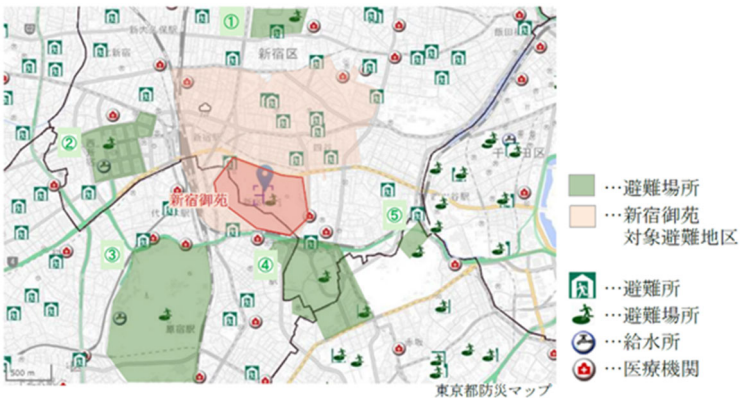


（イ） 対象人口：対象避難地区内における昼間（新宿駅利用時間帯ピーク時）と早朝・夜間の滞在者（居住者、勤務者、来街者など（訪日外国旅行者を含む））

※携帯位置情報等により過去１年間における対象避難地区内の滞在者数の傾向を把握し、シミュレーションに用いる時間帯を選定すること。

（ウ） 使用図面：国土地理院の地理院地図を想定

(2) 徒歩による移動実態・移動傾向の把握分析

新宿御苑の避難門※や園路の補強・拡張検討の基礎資料とすることを目的とし、下記の実施条件及び分析項目に基づき、大規模災害を想定した避難者の流入を動的シミュレーションにより解析を行うこと。

※避難門：通常利用する門に加え、避難時のみ使用する門（計 10 か所程度）

（実施条件）

・経路・移動手法：

1. 対象避難地区内の滞在場所から新宿御苑の対象避難門（災害時の使用が位置付けられた入場門計 10 か所）迄の最短距離の徒歩での移動
2. 対象出入口から避難場所として設定した御苑内の広場までの徒歩での移動

・解析パターン：調達した避難人口データをもとに対象避難地区内の滞在者数が最も多いと推定される時間帯と最も少ないと想定される時間帯の２パターンで解析を実施

（分析項目）

（ア） 対象避難地区から新宿御苑の各避難門に到達する人数を把握・分析

（イ） 避難門周辺及び避難経路上の滞留場所・範囲等を把握・分析

（ウ） 各避難門から避難場所となる広場まで移動経路を把握・分析

（エ） 対象避難地区内及び新宿御苑における訪日外国人の利用実態（集中箇所、滞在時間帯等）及び属性（数・国籍）の把握・分析

２）既存出入口及び経路の安全性評価

前項②災害時の課題分析と対応策の検討のシミュレーション結果と地形、植栽、施設等の現況を踏まえ、災害時に使用する出入口（10 箇所）と出入口から避難者受け入れ場所である広場までの移動経路について課題を分析し、各出入口と移動経路に関する安全性を評価する。

３）防災機能強化推進施策の検討

前項までの検討結果を踏まえ、新宿御苑における整備・運営面での防災機能強化推進施策を検討する。②２）既存出入口及び経路の安全性評価において安全性評価が低い出入口又は移動経路については、設置位置の変更や幅員の拡幅等を検討すること。災害時参集要員が入居する新宿御苑内の官舎については、災害時対応に必要な建物数・機能の検討をすること。

③目標等の見直し

⑤関係機関協議の結果を踏まえ、過年度作成した新宿御苑における国土強靭化（防災機能強化）のため基本目標、推進目標の見直しを行うこと。

④防災機能強化策の検討

１）防災施設整備計画の作成

前項②３）防災機能強化推進施策の検討及び③目標等の見直しの検討を踏まえて着実に施設整備を実行するため、計画期間 15 年の防災施設整備計画を策定する。その際、年度毎の事業費として、調査費、設計費、工事費を計上すること。事業費の根拠は、見積り及び最新予算単価を適用すること。また、年次計画の策定にあたっては、計画性を確保できるよう、進捗管理の為のマイルストーン（中間目標）を作成すること。

２）防災マニュアルの見直し

前項①～③の検討結果を踏まえ、発注者が提供する「防災マニュアル」の見直しを行う。見直しにあたっては、⑤関係機関協議の結果を踏まえ、災害時の各種対応に関する関係機関との連携方法、役割分担を明確化し、新宿御苑職員の負担軽減及び災害時対応の体制強化を検討すること。

⑤関係機関協議

新宿区、渋谷区の防災担当部局に対して、個別にヒアリング（２者×各２回 程度を想定）を行い、発災時の両区や警察、消防等の関係機関の新宿御苑での避難

者支援体制及び自治会等の自主防災組織の備蓄状況及び避難行動等の情報収集を行い、前項④防災機能強化策の検討に反映させること。

⑥園内池の水質調査

東京消防庁四谷消防署と新宿御苑管理事務所間では平成 24 年に「緊急時における新宿御苑内の水利の使用等に関する協定」が締結されており、上の池、中の池、玉藻池における大規模火災等の緊急時の使用が想定されている。このため、池の湧水（３箇所）について「人の健康の保護に関する環境基準」に基づく水質検査と湧水量の確認を行い、災害時の利用方法及び具体的な採水方法を検討すること。

調査及び検討結果は、前項③目標等の見直し及び④防災機能強化策の検討に反映させること。

⑦報告書作成

前項の結果をまとめた報告書を作成する。成果物の詳細については、後述する指定に従うこと。

（３）打合せ協議

５回（業務着手前１回、中間打合せ３回、成果物納入時１回）

（４）成果物

成果品として以下について納入すること。

・業務報告書（Ａ４版）　１部
・業務報告書簡易版（Ａ４版）５部
・報告書の電子データを収納した電子媒体（ＤＶＤ－ＲＯＭ等）　１部

※本業務に関連して調達・加工した人流データ、作成した書類・資料、その他監督員が必要と判断した資料等については、報告書に添付もしくは電子データとして保存・提出すること。